



標識 (例)



- 1 一方通行規制について
- (1) 区画道路 2 号の一方通行解除 (相互通行化)
 - (2) 市道南 29 号線 (調布駅前広場東側側道) の一方通行現状維持
 - (3) 区画道路 11 号の一方通行現状維持
 - (4) 調布 3・4・28 号線の一方通行解除 (相互通行化)

- 2 一般車・障害者用乗降場について
- 南側ロータリー外に分散配置することで、安全性を確保する
- (1) 一般車用乗降場
 - ・市道南 29 号線 (調布駅前広場東側側道) に 2 箇所整備
 - ・区画道路 2 号に 1 箇所整備
 - ・調布 3・4・28 号線に整備を検討
 - ⇒乗降場の数を増やし、分散配置することで利便性向上
 - (2) 障害者用乗降場
 - ・市道南 29 号線 (調布駅前広場東側側道) に整備
 - ⇒駅出入口付近での設置による乗降の利便性向上

- 3 荷捌きスペースについて
- ・区画道路 11 号、区画道路 12 号に、周辺商業店舗の搬入車の荷捌きスペースを確保することで、一般車の交通の円滑化を図る
 - ・詳細な位置は、今後交通管理者と調整して決定する